

平成 25 年 (ワ) 第 5815 号
地位 確認 等 請 求 事 件
原 告 吉 井 康 雄
被 告 学校法人 大阪経済大学 外 2 名

平成 25 年 11 月 26 日

準 備 書 面 (2)

大阪地方裁判所 第 5 民事部 4 係 御中

上記被告ら 3 名訴訟代理人

弁護士 寺 内 則 雄



頭書事件について、被告らは準備書面 (1) の補充として、以下のとおり弁論を準備する。

記

第 1 特任教員の給与について

「特任教員給与規程」を乙 13、専任教員の「給与体系表」を乙 14 として各々提出する。なお、原告が特任教員に採用されていた場合、給与月額は職能給月表の最高額 450,500 円、資格給 160,000 円、勤続給 241,000 円の合計 707,500 円の 2 分の 1 である 353,750 円の範囲内で個別の雇用契約書で定立されることになる。

第 2 2012 年度の特任教員対象者 (定年に達した者) について

2012 年度の定年退職による特任教員 A の対象者 4 名 (原告を含む) のうち、経営学部の甲氏は一身上の都合により辞退し、経営情報学部の乙氏は資格なしとして採用されず、人間科学部の丙氏のみが採用されている。なお、甲、乙、丙の各氏については、現時点では本人から氏名の公表について同意を得ら

れていないので匿名としている。また、2004年度から2013年度までの対象者（定年に達した者）30名のうち、特任教員採用申し出をしても、推薦委員会で否定されたケース、教授会で反対があり辞退に至ったケース、要件が合わないということで申出を断念したケースなどがあり、採用された者は22名であることを補足しておく。

以上